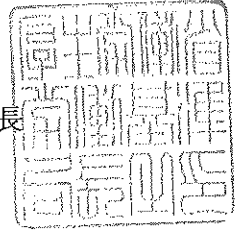


基 発 0831 第 7 号  
平成 27 年 8 月 31 日

一般社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格段のご理解、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

さて、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（平成元年 5 月 22 日付け安全衛生教育指針公示第 1 号。以下「指針」という。）を定め、当該教育の推進を図ってきたところです。

今般、本日公布された電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 134 号）により、特例緊急作業に従事する者に対して特別な教育が義務づけられたことに伴い、当該労働者の特例緊急作業に係る技能及び知識の維持のための規定を整備する必要があることから、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の一部を改正する指針（平成 27 年 8 月 31 日付け安全衛生教育指針公示第 5 号）を別添 1 のとおり公示しました。これにより指針には、別添 2 の新旧対照表のとおり、電離放射線障害防止規則第 7 条の 2 第 3 号で定める特例緊急作業従事者に対する安全衛生教育カリキュラムが追加され、平成 28 年 4 月 1 日から適用されます。なお、改正後の指針は別添 3 のとおりです。

つきましては、同指針の内容につきまして、貴会会員事業場に対して周知いただくようお願い申し上げます。